(h) (e)にいう「使用」とは、運転、据付け（現場への据付けを含む。）、保守、点検、修理、整備及び補修をいう。

(i) 「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、次の核物質をいう。

(i) この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質

(ii) この協定に基づいて移転された資材又は設備を用いて行う一又は二以上の処理によって得られた核物質

(iii) この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が合意する核物質

(j) 「公開の情報」とは、いずれの一方の締約国政府も秘密として指定していない情報をいう。

第二条

この協定の下での協力は、次の分野において行うことができる。

(a) 軽水炉の設計、建設、運転、保守及び廃止

(b) 原子力の安全（放射線防護及び環境の監視を含む。）

(c) 放射性廃棄物の処理及び管理

(d) 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用

(e) 保障措置及び防護

(f) 研究及び開発（両締約国政府により合意される分野に関するものに限る。）

(g) 両締約国政府により合意されるその他の分野

第三条

前条に規定する協力は、次の方法により行うことができる。

(a) 専門家を交換すること。

(b) 両締約国政府の間、各締約国政府の認められた者の間又は一方の締約国政府と他方の締約国政府の認められた者との間の合意によって定める条件で、公開の情報を交換すること。

(c) 供給者と受領者との間の合意によって定める条件で、一方の締約国政府又はその認められた者から他方の締約国政府又はその認められた者に対し、核物質、資材、設備及び技術を供給すること。

(d) この協定の範囲内の事項について、提供者と受領者との間の合意によって定める条件で、一方の締約国政府又はその認められた者が役務を提供し、及び他方の締約国政府又はその認められた者がこれを受領すること。

(e) 両締約国政府により合意されるその他の方法

第四条

1 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。

2 この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が合意した設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的目的以外の目的で使用してはならず、また、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。

第五条

1 第二条及び第三条に規定する協力は、この協定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従うものとし、かつ、第三条(c)に規定する協力の場合については、次の要件に従う。

日本国政府又はその認められた者が受領者となる場合には、日本国内で行われる全ての原子力活動に係る全ての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。千九百九十八年十二月四日に作成された追加議定書により補足された千九百七十七年三月四日に作成された核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「日本国に関する保障措置協定」という。）が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。

大韓民国政府又はその認められた者が受領者となる場合には、大韓民国内で行われる全ての原子力活動に係る全ての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。千九百九十九年六月二十一日に作成された追加議定書により補足された千九百七十五年十月三十一日に作成された核兵器の不拡散に関する条約に関連する保障措置の適用のための大韓民国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「大韓民国に関する保障措置協定」という。）が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。

2 前条の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、

日本国内においては、日本国に関する保障措置協定の適用を受ける。

大韓民国内においては、大韓民国に関する保障措置協定の適用を受ける。

3 機関が何らかの理由により又はいずれかの時点で2の規定の下で必要とされる保障措置を適用しない場合には、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に常に保障措置が適用されていることが極めて重要であることに鑑み、両締約国政府は、機関の保障措置の原則及び手続に適合する取極であって、2に規定する機関の保障措置が意図するところと同等の効果及び適用範囲を有するものを速やかに締結する。

第六条

両締約国政府は、この協定の実施に当たり、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故の早期通報に関する条約、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、千九百九十四年六月十七日に採択された原子力の安全に関する条約及び千九百九十七年九月五日に作成された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約が、これらの条約に基づく各締約国政府の国の既存の義務に従って遵守されることを確保する。

第七条

1 この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準（少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って防護の措置をとる。

2 この協定に基づいて移転される核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の国際輸送について、両締約国政府は、千九百八十年三月三日に署名のために開放された核物質の防護に関する条約が、同条約に基づく各締約国政府の国の既存の義務に従って遵守されることを確保する。

第八条

1 この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が合意した設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。

2 1の規定にかかわらず、回収され又は副産物として生産された核物質は、受領締約国政府又はその認められた者が第三国（両締約国政府が書面により合意するものに限る。）における原子力の平和的利用の分野における活動（使用済燃料の試験、変更、再処理、処理、貯蔵及び処分を含む。）のために必要な取決めを行った後に、供給締約国政府の事前の同意を得ることなく受領締約国政府の国の管轄から当該第三国の管轄に移転することができる。ただし、受領締約国政府から供給締約国政府に対して移転についての通報が行われており、かつ、移転される核物質が供給締約国政府と当該第三国政府との間の原子力の平和的利用における協力のための適当な協定の適用を受けることとなる場合に限る。回収され又は副産物として生産された核物質であってこのようにして移転されたもの及び当該第三国において当該核物質から回収され又は副産物として生産された核物質は、受領締約国政府の国の管轄に入る時からこの協定の適用を受ける。